

休学又は退学する方へ

休学・退学時の保険料返還について

休学又は退学する方は、入学時に加入された保険「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」（通称：「学研災」）の返還を受けられる場合があります。

以下の条件を確認し、返還を希望する場合は学生課総務係まで手続きにお越しくください。

【返還の条件】

保険「学研災」に加入している学生が、次の条件を満たすときに保険料の返還を受けることができます。

- 保険期間中に通算して1年以上休学した場合
- 1年以上の期間を残して退学する場合

《休学の場合》

保険期間中に通算して1年（365日）以上休学した場合、休学期間終了後に休学期間に応じて保険料分担金が返還されます。なお、1年未満の端日数がある場合は切り捨てられます。あくまでも1年単位での返金となるのでご注意ください。

※注意 休学中(休学して留学中)でも、事故時点で学研災に加入していること、保険金請求の傷害等を学校が証明できる場合は学研災の補償対象となります。保険金の請求または返金の有無について不明の際は下記問い合わせ窓口までご連絡ください。

【手続き】

- ① CampusPlan>実習管理 で「学研災」に加入しているかどうかを確認する。
- ② 休学期間終了後、学生課総務係で「契約内容変更」に関する必要情報を記入する。
- ③ 学生課総務係へ提出する。

※休学により、在籍年数が所定の就業年限を超える場合は、保険の契約期間も終了となります。その場合、上記の手続きの際に、必要に応じて再加入の手続きも行ってください。

《退学の場合》

1年以上の保険期間を残して退学する場合、退学する際に残期間に応じて保険料分担金が返還されます。なお、1年未満の端日数がある場合は切り捨てられます。あくまでも年単位での返金となるのでご注意ください。

【対象学生】学部1～3年、修士1年、博士1～2年、別科1年

例) 学部生が退学する場合 (※1 年未満となる 4 年生以上は対象外)

【手続き】

- ① CampusPlan>実習管理 で「学研災」に加入しているかどうかを確認する。
- ② **退学することが決まったら**学生課総務係で「契約内容変更」に関する必要情報を記入する。
- ③ 学生課総務係へ提出する。

保険期間と保険料 ※休学、退学ともに 1 年未満は返金対象外です

区分	保険期間	学研災	付帯賠償	合計
学部	4 年	3,300 円	1,360 円	4,660 円
修士	2 年	1,750 円	680 円	2,430 円
博士	3 年	2,600 円	1,020 円	3,620 円
別科	2 年	1,750 円	680 円	2,430 円
研究生	1 年	1,000 円	340 円	1,340 円
科目等履修生	1 年	1,000 円	340 円	1,340 円

例) 学部 3 年生が在学期間 2 年を残し退学する場合

加入保険料 (4,660 円) - 在学経過年保険料 (2,430 円) = 2,230 円

《参考》

学生教育研究災害傷害保険 (略称:「学研災」)

「学研災」は、学生が教育研究活動中に被った不慮の災害事故による学生の傷害 (本人のケガ等) に対して必要な補償を行う保険です。通学中の災害事故も対象となります。

学研災付帯賠償責任保険 (略称:「付帯賠償」)

「付帯賠償」は、国内において学生が、正課中、学校行事中、課外活動中及びその往復で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険です。

【問い合わせ窓口】

学生課総務係 土本(ツチモト)

TEL : 050-5525-2066

E-mail : gakusei-soumu@ml.geidai.ac.jp